

薬食発0430第2号
平成25年4月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第64号)が別添のとおり平成25年4月30日に公布されたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる27物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ② N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ③ 1—アダマンチル (1—ペンチル—1 H—インドール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ④ 1—アダマンチル {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1 H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類
- ⑤ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(4—フルオロベンジル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑥ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑦ N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑧ 2—(エチルアミノ)—1—フェニルブタン—1—オン及びその塩類
- ⑨ キノリン—8—イル=1—ペンチル (1 H—インドール)—3—カルボキシラート及びその塩類
- ⑩ N, N—ジエチル—4—ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
- ⑪ 1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン及びその塩類
- ⑫ 2—(ジフェニルメチル) ピロリジン及びその塩類
- ⑬ 2—(ジメチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ⑭ 2—(ジメチルアミノ)—1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑮ ナフタレン—1—イル (1—ペンチル—1 H—ピロール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑯ 2—(ピロリジン—1—イル)—1—(チオフェン—2—イル) ペンタン—1—オン及びその塩類
- ⑰ 1—フェニル—2—(ピロリジン—1—イル) ブタン—1—オン及び

その塩類

- ⑯ [5—(2—フルオロフェニル)—1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル] (ナフタレン—1—イル) メタノン及びその塩類
- ⑰ [1—(5—フルオロペンチル)—1H—インドール—3—イル] (ピリジン—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑱ 1—(4—ブロモフェニル)—2—(メチルアミノ) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑲ 2—メチルアミノ—1—(チオフェン—2—イル) プロパン及びその塩類
- ⑳ 2—(メチルアミノ)—1—フェニルペンタン—1—オン及びその塩類
- ㉑ 2—(メチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ㉒ 2—(メチルアミノ)—1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) ペンタシ—1—オン及びその塩類
- ㉓ 5, 6—メチレンジオキシインダン—2—アミン及びその塩類
- ㉔ 1—(4—メトキシフェニル)—2—(ジメチルアミノ) プロパン—1—オン及びその塩類
- ㉕ (2—ヨード—5—ニトロフェニル){1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類

※上記27物質のうち、⑯及び㉕の2物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(ジフェニルメチル) ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレンー1—イル (1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル) メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
(2—ヨード—5—ニトロフェニル) {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(6) (1)から(5)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に

対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年4月30日）から起算して30日を経過した日
(平成25年5月30日)から施行すること。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

日 次

〔省令〕

〔告示〕

- 薬事法第二条第十四項に規定する指定期定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働六四)

二

〔省令〕

〔告示〕

- 施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件の一部を改正する件(総務二〇一)
- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇二)
- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件(同二〇三)
- 租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件(同二〇四)

八 六

三

二

- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件(法務一六五)
- 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六六)
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六七)
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六八)
- 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六九)
- 平成二十五年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件(文部科学七二)

二

一

九

- 平成二十五年度小学校教員資格認定試験を実施する件(同七三)
- 平成二十五年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件(同七四)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産一四三六)
- 輸入業者の住所の変更に係る届出があつた件(同一四三七)
- 肥料の登録を失効した件(同一四三八)
- 平成二十五年度高等学校教員資格認定試験を実施する件(同七五)
- 会社その他の会社決算公告

空

一

八

- 地方公共団体行旅死亡人関係
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構
- 計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、東日本高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更関係

省令

第一条中第三十九号を第五十四号とし、第三十八号を第五十一号とし、同号の次に次の二号を加え
る。

○厚生労働省令第六十四号

薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第九号とし、第七十八号から第八十一号までを二十七号ずつ繰り下げ、第

七十七号を第三百三号とし、同号の次に次の二号を加える。

百四
〔(一)ヨード-五-ニトロフェニル〕-〔(一)メチルビペリジン-二-イル〕メチル〕-
〔H-インドール-三-イル〕メタノン及びその塩類

第一条中第七十六号を第二百一号とし、第六十七号から第七十五号までを二十六号ずつ繰り下げ、第

六十六号を第九十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十二
〔(四)メトキシフェニル〕-〔(ジメチルアミノ)プロパン-二-オン及びその塩

類

第一条中第六十五号を第九十号とし、第六十一号から第六十四号までを二十五号ずつ繰り下げ、第

六十号を八十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十五
〔(メチルアミノ)-〔(四)メチルフェニル〕ブタン-二-オン及びその塩類

第一条中第五十九号を第八十三号とし、第五十六号から第五十八号までを二十四号ずつ繰り下げ、

七十九
〔(メチルアミノ)-〔(三)四-メチレンジオキシフェニル〕ペンタン-二-オン

及びその塩類

第一条中第五十四号を第七十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十六
〔(メチルアミノ)-〔(二)フェニルペンタン-二-オン及びその塩類

七十七
〔(メチルアミノ)-〔(四)メチルフェニル〕ブタン-二-オン及びその塩類

第一条中第五十三号を第七十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十四
〔(二)メチルアミノ-〔(二)オフェン-二-イル〕プロパン及びその塩類

第一条中第五十二号を第七十二号とし、第五十号を第七十号とし、

第四十九号を第六十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十九
〔(四)フルモフェニル〕-〔(メチルアミノ)プロパン-二-オン及びその塩類

第一条中第四十八号を第六十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十七
〔(五)フルオロベンチル〕-〔H-インドール-三-イル〕(ビリジン-二-イル)

メタノン及びその塩類

第一条中第六十七号を第六十五号とし、第四十四号から第四十六号までを十八号ずつ繰り下げ、第

四十三号を第六十号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十一
〔(五)フルオロフェニル〕-〔(二)フルオロフェニル〕-〔(メチルアミノ)プロパン-二-オン及びその塩類

第一条中第四十二号を第五十九号とし、第四十一号を第五十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十八
〔(二)フェニル-〔(ビロリジン-二-イル)ブタン-二-オン及びその塩類

第一条中第四十号を第五十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

五十六
〔(ビロリジン-二-イル)-〔(チオフェン-二-イル〕ベンタン-二-オン及びその塩類

第一条中第三十九号を第五十四号とし、第三十八号を第五十一号とし、同号の次に次の二号を加え
る。

五十三
ナフタレン-二-イル-〔(一)ベンチル-〔H-ヒドロール-三-イル〕メタノン及びその塩類

第一条中第三十七号を第五十一号とし、第三十三号から第三十六号までを十四号ずつ繰り下げ、第

三十二号を第四十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十五
〔(ジメチルアミノ)-〔(四)メチルフェニル〕ブタン-二-オン及びその塩類

四十六
〔(ジメチルアミノ)-〔(三)四-メチレンジオキシフェニル〕プロパン-二-オ

ン及びその塩類

第一条中第三十一号を第四十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十三
〔(ジフェニルメチル)ビロリジン及びその塩類

第一条中第三十号を第四十号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十一
〔(一)三-ジクロロフェニル〕ビペラシン及びその塩類

第一条中第二十九号を第三十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十九
〔N-N-ジエチル-〔(ビドロキシリブタミン)及びその塩類

第一条中第二十八号を第三十七号とし、第二十四号から第二十七号までを九号ずつ繰り下げ、第

十三号を第三十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十二
キノリン-八-イル-〔(H-インドール)-〔(三)カルボキシラート及びその塩類

第一条中第二十二号を第三十号とし、第十六号から第二十一号までを八号ずつ繰り下げ、第十五号

を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三
〔(エチルアミノ)-〔(二)フェニルブタン-二-オン及びその塩類

第一条中第十四号を第二十一号とし、第一号から第十三号までを七号ずつ繰り下げ、第十号を第

十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七
〔(アミノ-〔(三)メチル-〔(オキソブタン-二-イル〕-〔(一)ベンチル-〔H-イ

ンドソーラー-三-カルボキサミド及びその塩類

第一条中第九号を第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三
〔(アダマンチル)-〔(一)メチルビペリジン-二-イル〕メチル〕-〔H-インドール-

三-イル〕メタノン及びその塩類

第一条中第十四号を第二十一号とし、第一号から第十三号までを七号ずつ繰り下げ、第十号を第

十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四
〔(アミノ-〔(三)メチル-〔(オキソブタン-二-イル〕-〔(一)ベンチル-〔H-イ

ンドソーラー-三-カルボキサミド及びその塩類

第一条中第八号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一
〔(アダマンチル)-〔(一)ベンチル-〔H-インドール-三-イル〕メタノン及びその塩類

第一条第七号の次に次の二号を加える。

八
〔(アダマンチル)-〔(五)フルオロベンチル〕-〔(五)フルオロベンチル〕-〔(H-インドール-三-カルボ

キサミド及びその塩類

第一条第五号の表中インダン-二-アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次によ

うに加える。

ン-、その塩類及びこれらを含有する物 ピペラジ 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

第二条第五号の表中ジフェニル(ピロリジン)-イル、メタノール、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

(一) (ジフェニルメチル)ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

ナフタレン-1-イル(1-ペンチル)-1-H-ビロール-3-イルメタノン、その塩類及びこれらを含有する物

学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、人との身体に使用する場合以外の場合に限る。)

(二)ヨード-1-トロフェニル(1-メチルビペリジン)-1-イルメタノン、その塩類及びこれらを含有する物

号に掲げる者における場合を除き、人との身体に使用する場合以外の場合に限る。

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

生

示

○総務省告示第一百一号
電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を推進するための基本的な指針(平成二十三年総務省告示第四百号)の一部を次のようにより変更し、同第五項の規定に基づき公表する。

加え、同二(1)中「ものをいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同四(1)中「含む。」の下に「以下同じ。」を

総務大臣臨時代理 国務大臣 稲田 朋美

二(1)中「ものをいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同四(1)中「含む。」の下に「以下同じ。」を
二(1)中「(1)に次のように加える。
(2)サ-バ-用の電子計算機(東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八
三号))第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。)以外の地域における自己
の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けた自己
の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特
定情報通信事業施設」という。)に設置されるものに限る。」のうち、東京圏における特定情
報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、か
つ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他当該情報の利
用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を利用して供する事
業の用に供するもの
(3)(2)(1)又はスイッチのうち、(3)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画に
基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの

○総務省告示第二百一号
電気通信基盤充実臨時措置法(平成二十三年総務省告示第四百号)の規定に基づき公表する。

二(1)中「(1)に次のように加える。
(2)サ-バ-用の電子計算機(東京圏(多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八
三号))第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。)以外の地域における自己
の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けた自己
の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設(以下「特
定情報通信事業施設」という。)に設置されるものに限る。」のうち、東京圏における特定情
報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、か
つ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他当該情報の利
用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を利用して供する事
業の用に供するもの
(3)(2)(1)又はスイッチのうち、(3)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画に
基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの

一 実施計画の認定の申請
イ 実施計画の認定を受ける者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類(2)から4)までに掲げる書類に基づいて提出するものとする。
イ(1)掲げる書類については、基本指針2(1)に掲げる電気通信設備を整備する場合に限
る。」を添えて提出するものとする。
イ(2)掲げる書類については、基本指針2(1)に掲げる電気通信設備を設置する場合に限
る。」を添えて提出するものとする。
イ(3)掲げる書類については、基準式第九号の実施計画書類である。
イ(4)掲げる書類については、當該電気通信設備を設置するための基本的な指針(平成二
十三年総務省告示第四百号)に基づく実施計画書類である。
イ(5)掲げる書類については、基準式第八号の実施計画書類である。
イ(6)掲げる書類については、基準式第一号の実施計画書類である。

二 二の次のように改める。

二(1)二の次のように改める。
イ(1)二の次のように改める。
イ(2)二の次のように改める。
イ(3)二の次のように改める。

三 二の次のように改める。
二(1)二の次のように改める。
二(2)二の次のように改める。
二(3)二の次のように改める。
二(4)二の次のように改める。

四 二の次のように改める。
二(1)二の次のように改める。
二(2)二の次のように改める。
二(3)二の次のように改める。
二(4)二の次のように改める。

五 二の次のように改める。
二(1)二の次のように改める。
二(2)二の次のように改める。
二(3)二の次のように改める。
二(4)二の次のように改める。

六 二の次のように改める。
二(1)二の次のように改める。
二(2)二の次のように改める。
二(3)二の次のように改める。
二(4)二の次のように改める。

七 二の次のように改める。
二(1)二の次のように改める。
二(2)二の次のように改める。

八 二の次のように改める。
二(1)二の次のように改める。

九 二の次のように改める。

十 二の次のように改める。

十一 二の次のように改める。

十二 二の次のように改める。

十三 二の次のように改める。

十四 二の次のように改める。

十五 二の次のように改める。

十六 二の次のように改める。

十七 二の次のように改める。

十八 二の次のように改める。

十九 二の次のように改める。

二十 二の次のように改める。

二十一 二の次のように改める。

二十二 二の次のように改める。

二十三 二の次のように改める。

二十四 二の次のように改める。

二十五 二の次のように改める。

二十六 二の次のように改める。

二十七 二の次のように改める。

二十八 二の次のように改める。

二十九 二の次のように改める。

三十 二の次のように改める。

三十一 二の次のように改める。

三十二 二の次のように改める。

三十三 二の次のように改める。

三十四 二の次のように改める。

三十五 二の次のように改める。

三十六 二の次のように改める。

三十七 二の次のように改める。

三十八 二の次のように改める。

三十九 二の次のように改める。

四十 二の次のように改める。

四十一 二の次のように改める。

四十二 二の次のように改める。

四十三 二の次のように改める。

四十四 二の次のように改める。

四十五 二の次のように改める。

四十六 二の次のように改める。

四十七 二の次のように改める。

四十八 二の次のように改める。

四十九 二の次のように改める。

五十 二の次のように改める。

五十一 二の次のように改める。

五十二 二の次のように改める。

五十三 二の次のように改める。

五十四 二の次のように改める。

五十五 二の次のように改める。

五十六 二の次のように改める。

五十七 二の次のように改める。

五十八 二の次のように改める。

五十九 二の次のように改める。

六十 二の次のように改める。

六十一 二の次のように改める。

六十二 二の次のように改める。

六十三 二の次のように改める。

六十四 二の次のように改める。

六十五 二の次のように改める。

六十六 二の次のように改める。

六十七 二の次のように改める。

六十八 二の次のように改める。

六十九 二の次のように改める。

七十 二の次のように改める。

七十一 二の次のように改める。

七十二 二の次のように改める。

七十三 二の次のように改める。

七十四 二の次のように改める。

七十五 二の次のように改める。

七十六 二の次のように改める。

七十七 二の次のように改める。

七十八 二の次のように改める。

七十九 二の次のように改める。

八十 二の次のように改める。

八十一 二の次のように改める。

八十二 二の次のように改める。

八十三 二の次のように改める。

八十四 二の次のように改める。

八十五 二の次のように改める。

八十六 二の次のように改める。

八十七 二の次のように改める。

八十八 二の次のように改める。

八十九 二の次のように改める。

九十 二の次のように改める。

九十一 二の次のように改める。

九十二 二の次のように改める。

九十三 二の次のように改める。

九十四 二の次のように改める。

九十五 二の次のように改める。

九十六 二の次のように改める。

九十七 二の次のように改める。

九十八 二の次のように改める。

九十九 二の次のように改める。

一百 二の次のように改める。